

C. 自然環境の保全に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

a. 自然公園法に基づく自然公園

事業区域周辺には、「自然公園法」第5条第1項の規定により指定された国立公園、同条第2項の規定により指定された国定公園、第72条の規定により指定された道立自然公園の区域はない。

b. 自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境保全地域

事業区域周辺には、「自然環境保全法」第14条第1項の規定により指定された原生自然環境保全地域、第22条第1項の規定により指定された自然環境保全地域、及び「北海道自然環境等保全条例」第14条第1項の規定により指定された道自然環境保全地域はない。

c. 都市緑地法に基づく緑地保全地区

事業区域周辺には、「都市緑地法」第5条第1項の規定により指定された緑地保全地域、第12条第1項の規定により指定された特別緑地保全地区、第34条第1項の規定により指定された緑化地域はない。

d. 森林法に基づく保安林

事業区域周辺には、「森林法」第25条の規定により指定された保安林はない。

e. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

事業区域周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」第36条第1項の規定により指定された生息地等保護区はない。

f. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

事業区域周辺には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区、第29条第1項の規定により指定された特別保護地区はない。

g. 北海道生物の多様性の保全に関する条例に基づく生息地等保護区

事業区域周辺には、「北海道生物の多様性の保全に関する条例」第65条第1項の規定により指定された生息地等保護区はない。

h. その他関係法令に基づく区域等の指定状況

(ア) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に記載された自然遺産

事業区域周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第11条2の世界遺産一覧表に記載された自然遺産はない。

(イ) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地

事業区域周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」第2条1の規定により指定された湿地はない。

D. 資源等の保護・保存に関する法令に基づく区域又は地域の指定状況

a. 文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物、重要文化的景観及び伝統的建造物群保存地区

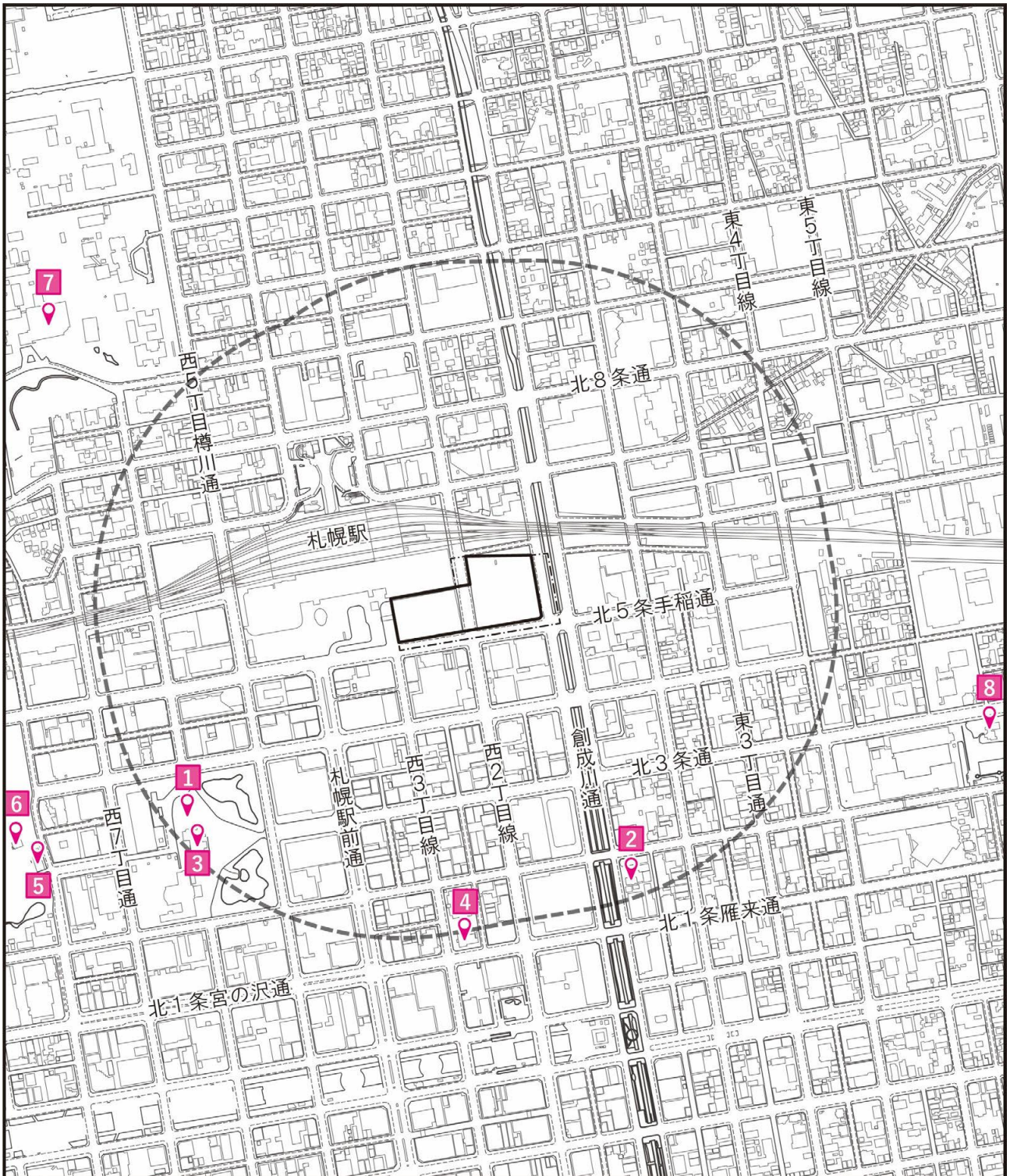
事業区域周辺における「文化財保護法」第57条第1項の規定により指定された登録有形文化財、第109条第1項の規定により指定された名勝(庭園、公園、橋梁及び築堤にあっては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。)及び天然記念物(動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。),「北海道文化財保護条例」、「札幌市文化財保護条例」により指定された有形文化財の分布状況は、表3.2.2-25及び図3.2.2-6に示すとおりである。





表3.2.2-25 文化財保護法等に基づく文化財の指定状況

地点	名称	指定区分	事業区域からの方位・距離
1	開拓使札幌本庁舎跡及び旧北海道庁本庁舎	国指定史跡	事業区域 南西側 約450m
2	日本キリスト教団札幌教会(旧札幌美以教会堂)	国登録有形文化財	事業区域 南南東側 約450m
3	北海道庁旧本庁舎(赤レンガ庁舎)	国指定重要文化財	事業区域 南西側 約500m
4	旧札幌農学校演武場(時計台)	国指定重要文化財	事業区域 南側 約500m
5	アイヌのまるきぶね	国指定重要有形民俗文化財	事業区域 西南西側 約700m
6	北海道大学附属植物園庁舎(旧札幌農学校動植物学教室)※現 宮部金吾記念館	国登録有形文化財	事業区域 西南西側 約750m
7	カラフトナヨロ惣乙名文書(ヤエンコロアイヌ文書)	国指定重要文化財	事業区域 北西側 約750m
	新琴似村屯田兵村記録	道指定有形文化財	
8	旧永山武四郎邸	道指定有形文化財	事業区域 東南東側 約800m
	旧三菱鉱業寮	国登録有形文化財	

注) 「事業区域からの方位・距離」は、事業区域中央付近からの方位及び事業区域境界からの距離を示す。

出典:「札幌の文化財(令和3年3月1日現在)」(札幌市 令和3年8月閲覧)



凡 例	 : 事業区域(予定)
	 : 施行区域(予定)
	 : 事業区域から500mの範囲
	 : 指定文化財(地点1～8)

注) 下記出典資料をもとに作成
出典: 「札幌の文化財(令和3年3月1日現在)」(札幌市)

図3.2.2-6 文化財の指定状況位置図



b. 都市計画法に基づく風致地区

事業区域周辺における「都市計画法」第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区は、表3.2.2-26及び図3.2.2-7に示すとおりである。

事業区域の南側には、「大通風致地区」及び「創成川上風致地区」が指定されている。

表3.2.2-26 風致地区の指定状況

地点	名称	面積(ha)	決定告示	変更告示	所在地
A	大通風致地区	34.8	昭和14.7.8 (内)387	昭和41.12.2 (建)3876	札幌市中央区大通西13丁目～大通東6丁目、南1条東1～7丁目
B	創成川上風致地区	12.4	昭和14.7.8 (内)387	昭和41.12.2 (建)3876	札幌市中央区南6条西1丁目・東1丁目～北2条西1丁目・東1丁目

出典：「風致地区制度(風致地区一覧)」(札幌市 令和3年8月閲覧)

c. その他関係法令に基づく区域等の指定状況

(ア) 景観法等に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木

1) 景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木

事業区域周辺には、「景観法」第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物、第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木はない。

2) 札幌市景観条例に基づく札幌景観資産及び景観計画重点区域

事業区域周辺における「札幌市景観条例」第36条の規定により指定された札幌景観資産は、表3.2.2-27及び図3.2.2-8に示すとおりである。

また、「札幌市景観条例」第12条第3項の規定により指定された景観計画重点区域は、表3.2.2-28及び図3.2.2-8に示すとおりである。

表3.2.2-27 札幌市景観条例に基づく札幌景観資産の指定状況

地点	名称	構造等	事業区域からの方位・距離
A	日本基督教団札幌教会礼拝堂	木骨石造	事業区域 南南東側 約450m
B	北海湯	れんが造	事業区域 北東側 約450m
C	高城商店	木造、石造(倉庫)	事業区域 北東側 約500m
D	岩佐ビル	鉄筋コンクリート造	事業区域 東南東側 約600m
E	旧市民会館前の ハルニレ	種類：ハルニレ 樹高：19m 幹周：3.82m	事業区域 南南東側 約650m

注) 「事業区域からの方位・距離」は、事業区域中央付近からの方位及び事業区域境界からの距離を示す。

出典：「景観重要建造物等」(札幌市 令和3年8月閲覧)

表3.2.2-28 札幌市景観条例に基づく景観計画重点区域の指定状況

名称	施行時期
大通地区	昭和63(1988)年4月1日施行
札幌駅前通北街区地区	平成4(1992)年8月1日施行 [変更]平成23(2011)年12月1日施行
札幌駅南口地区	平成15年(2003)年4月1日施行 [変更]平成23(2011)年12月1日施行
札幌駅北口地区	平成16(2004)年6月1日施行

出典：「景観計画重点区域での届出」(札幌市 令和3年8月閲覧)

(4) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づく保存樹等、
並びに北海道自然環境等保全条例に基づく環境緑地保護地区及び記念保護樹木

事業区域周辺における「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」第2条第1項の規定により指定された保存樹等は、表3.2.2-29及び図3.2.2-8に示すとおりである。なお、「札幌市緑の保全と創出に関する条例」第24条第1項の規定により指定された保存樹等はない。

また、「北海道自然環境等保全条例」第22条第1項の規定により指定された環境緑地保護地区は、表3.2.2-30及び図3.2.2-8に示すとおりである。なお、第28条第1項の規定により指定された記念保護樹木はない。

表3.2.2-29 保存樹等の指定状況

(令和2年3月31日現在)

地点	所在地	保存樹又は保存樹林別	樹種	本数又は面積	指定年月日
1	東区北12条東1丁目 諏訪神社境内	独立樹	ヤチダモ ハルニレ	6本 1本	昭和43.8.5

出典：「公園緑地の統計(令和2年3月31日現在)保存樹等指定一覧表」(札幌市 令和3年8月閲覧)

表3.2.2-30 環境緑地保護地区の指定状況

(令和元年9月25日現在)

名称	種類	所在地	面積(ha)	特徴	指定年月日
道庁本庁舎 前庭	環境緑地	中央区北2条西5丁目1の一部他	2.26	イチイ、アカマツ、ハルニレ等の樹林地、野鳥	昭和47.3.25

出典：「自然環境保護地域等 自然環境保全地域等の現況」(北海道 令和3年8月閲覧)

E. 一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域

a. 砂防法に基づく砂防指定地

事業区域周辺には、「砂防法」第2条の規定により指定された砂防指定地はない。

b. 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

事業区域周辺には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域はない。

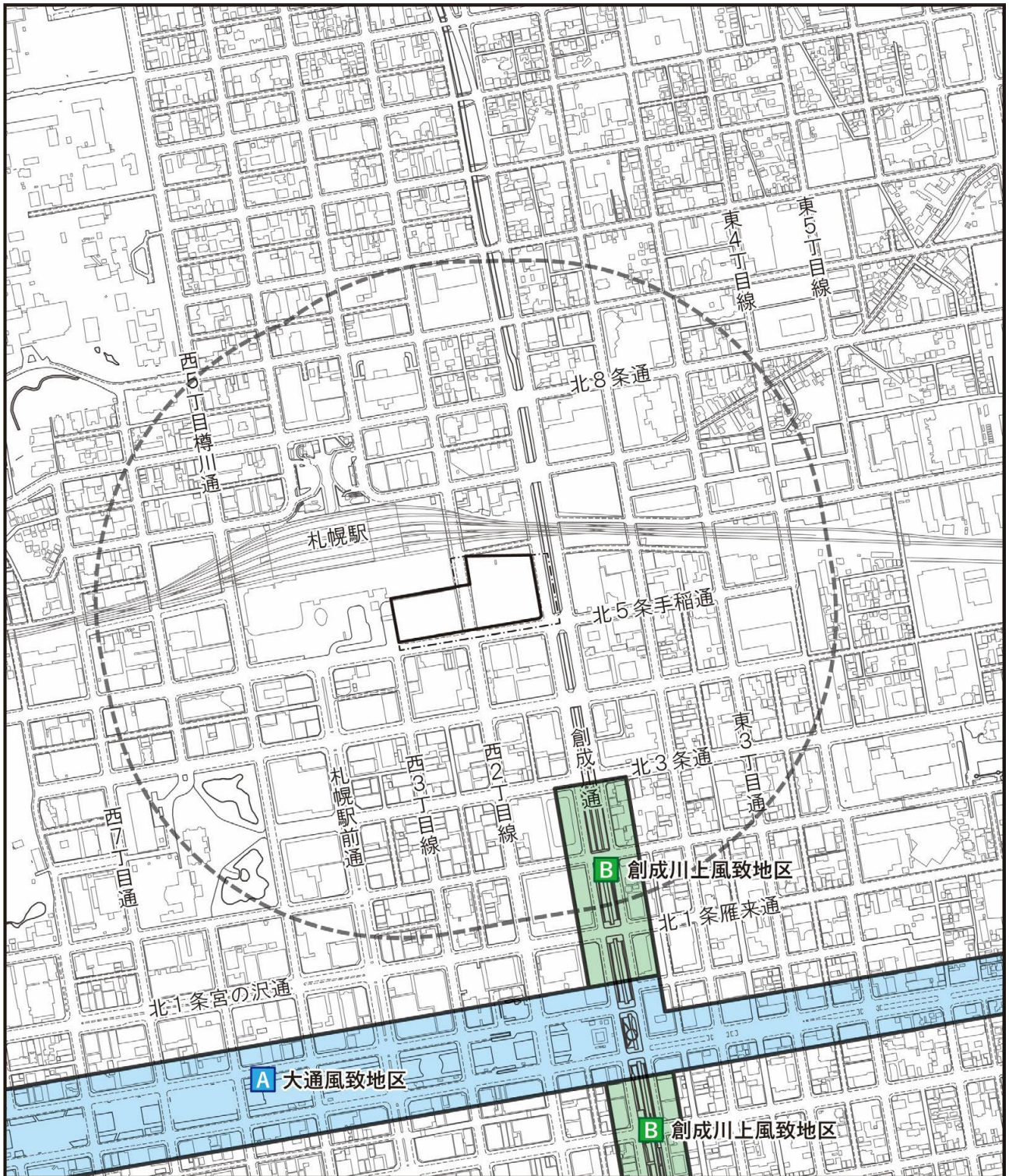
c. 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

事業区域周辺には、「地すべり等防止法」第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域はない。

d. その他関係法令に基づく区域等の指定状況

(ア) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域

事業区域周辺には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第7条第1項の規定により指定された土砂災害警戒区域、第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域はない。



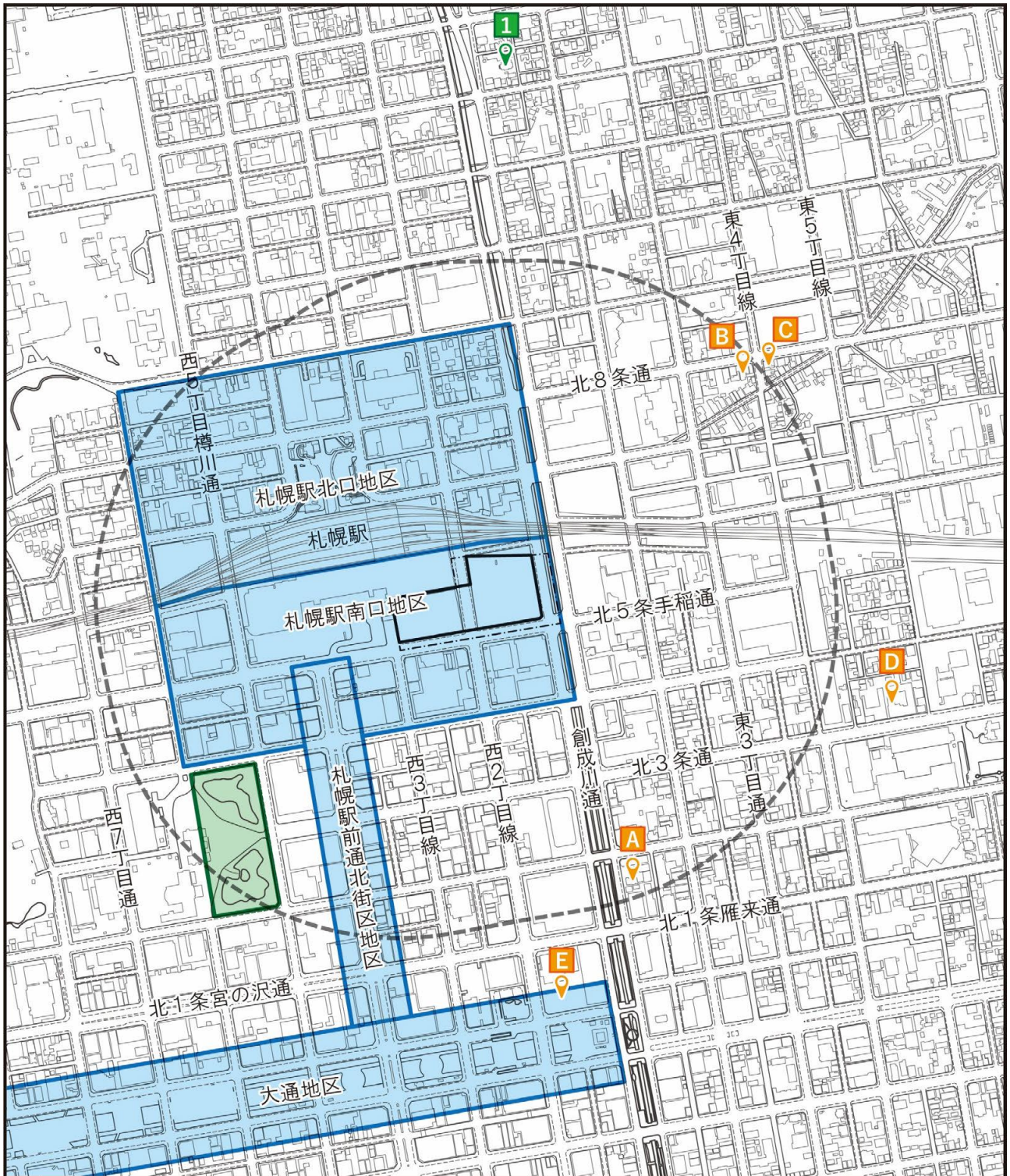
凡例








- : 事業区域(予定)
- : 施行区域(予定)
- : 事業区域から500mの範囲
- : 大通風致地区
- : 創成川上風致地区

注) 下記出典資料をもとに作成
出典: 「風致地区制度(風致地区一覧)」(札幌市)

図3.2.2-7 風致地区の指定状況位置図

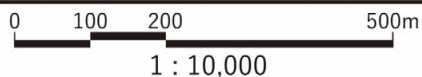




凡 例	 : 事業区域(予定)	 : 札幌景観資産(地点A~E)
	 : 施行区域(予定)	 : 景観計画重点区域
	 : 事業区域から500mの範囲	 : 保存樹・保存樹林(地点1)
		 : 環境緑地保護地区

注) 下記出典資料をもとに作成
 出典: 「景観重要建造物等」(札幌市) 「景観法に関する届出」(札幌市)
 「公園緑地の統計(令和2年3月31日現在)保存樹等指定一覧表」(札幌市)
 「自然環境保護地域等 自然環境保全地域等の現況」(北海道)

図3.2.2-8 札幌景観資産、景観計画重点区域、
保存樹・保存樹林、環境緑地保護地区の指定状況



(3) 国、北海道及び札幌市の環境保全に関する施策に係る項目

A. 国の環境保全に関する施策

国の環境保全に関する施策としては、「環境基本計画[第五次計画]」、「地球温暖化対策計画」、「ごみ処理基本計画策定指針」、「生物多様性国家戦略2012-2020」等がある。

各施策の概要は、表3.2.2-31に示すとおりである。

表3.2.2-31 環境保全に関する施策の概要(国)

施策の名称	内容
環境基本計画[第五次計画](平成30年4月閣議決定)	<p>「環境基本法」第15条に基づく、環境基本計画であり、第五次計画では、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な以下の6つの「重点戦略」を設定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 2. 国土のストックとしての価値の向上 3. 地域資源を活用した持続可能な地域づくり 4. 健康で心豊かな暮らしの実現 5. 持続可能性を支える技術の開発・普及 6. 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築 <p>これらにより、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。</p>
地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)	<p>COP21で採択されたパリ協定や平成27年7月に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。</p> <p>2030年度に2013年度比で26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものである。</p>
ごみ処理基本計画策定指針(平成28年9月大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課)	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村が区域内の一般廃棄物処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を策定するための基本的事項を定めている。</p> <p>一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画(一般廃棄物処理基本計画)と、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画(一般廃棄物処理実施計画)から構成される。</p> <p>また、それぞれ、ごみに関する部分(ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画)と生活排水に関する部分(生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画)とから構成される。</p>
生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月閣議決定)	<p>1993年に発効した「生物の多様性に関する条約」(生物多様性条約)第6条に基づき策定されたものであり、また、2008年に「生物多様性基本法」が施行されてからは、同法に基づく国家戦略にもなっている。</p> <p>愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとして、年次目標を含め他の日本の国別目標(13目標)とその達成に向けた主要行動目標(48目標)を設定するとともに、国別目標の達成状況を測るための指標(81指標)を設定している。また、行動計画として、約700の具体的施策、50の数値目標を掲げている。</p>

B. 北海道の環境保全に関する施策

北海道の環境保全に関する施策としては、「北海道環境基本計画[第2次計画]改定版」、「北海道地球温暖化対策推進計画」、「北海道廃棄物処理計画[第4次]」、「北海道生物多様性保全計画」、「北海道景観計画」、「北海道みどりの基本方針」等がある。

各施策の概要は、表3.2.2-32(1)～(2)に示すとおりである。

表3.2.2-32(1) 環境保全に関する施策の概要(北海道)

施策の名称	内 容
北海道環境基本計画 [第3次計画](令和3年 3月 北海道)	<p>本計画では、「北海道環境基本条例」第10条に基づき、長期的な目標として、2050年(令和32年)頃を展望した北海道の環境の将来像を示すとともに、今後の施策の基本的事項として、SDGsの考え方も踏まえた環境・経済・社会の統合的向上に向けた考え方や分野横断の取組、分野別の施策の基本的な方向性、道民、事業者といった各主体による取組の方向性などを示し、「循環と共生を基調とし環境負荷を最小限に抑えた持続可能な北海道」を目指すものである。</p> <p>施策体系については、「地域から取り組む地球環境の保全」、「北海道らしい循環型社会の形成」、「自然との共生を基本とした環境の保全と創造」、「安全・安心な地域環境の確保」の4分野と、環境に関わる「共通的・基盤的な施策」の5つに整理してまとめている。</p>
北海道地球温暖化対策 推進計画[第3次](令和 3年3月 北海道)	<p>道では、気候変動問題に長期的な視点で取り組むため2020年3月に、「2050年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロをめざす」ことを表明し、その実現に向けて更なる取組を進めるため、「北海道地球温暖化対策推進計画[第3次]」を策定した。</p> <p>気候変動問題の解決と世界に誇る北海道の創造に向けて、再生可能エネルギーと森林などの吸収源を最大限活用し、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを同時に進めていくことで、2050年までに、環境と経済・社会が調和しながら成長を続ける、北の大地「ゼロカーボン北海道」を実現し、健康で快適に過ごすことができ、真に豊かで誇りを持てる社会を、次の世代につなげていくことを目指している。</p> <p>中期目標として、2030年度の温室効果ガス排出量は、「2013年度比で35%(2,551万t-CO₂)削減」、長期目標として「2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする(“ゼロカーボン北海道”の実現)」を掲げている。</p>
北海道廃棄物処理計画 [第5次](令和2年3月 北海道)	<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条に基づき、国の基本方針に即して、北海道の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画として策定するものであり、また、「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づく「北海道 循環型社会形成推進基本計画」における、廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処分に関する個別計画としても、位置づけられている。</p> <p>廃棄物処理に関する考え方として、「適正な管理」、「協働による取組」、「透明性の確保」のもとに、令和6年度に一般廃棄物の排出量を1,700千t(平成29年度比 約10%削減)以下とし、産業廃棄物の排出量を37,500千t以下とすること等を目標としている。</p>
北海道生物多様性保全 計画(平成22年7月 策定 平成27年9月 一部変更 北海道)	<p>「生物多様性基本法」第13条・第9条に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する目標や総合的・計画的に講ずべき施策を掲げた本道の生物多様性地域戦略にあたる。</p> <p>本計画は、北海道が平成8年に制定した北海道環境基本条例第10条第1項に基づく環境基本計画[第2次計画]の「重点的に取り組む事項」のひとつである「北海道らしい自然共生社会の実現」における「生物多様性保全に関する基本プログラム」に該当する。目標として以下の2つを掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域の特性に応じた多様な生態系や動植物の保全 2. 地域の特性に応じた生態系構成要素の持続可能な利用 <p>また、本計画は、北海道を4つの圏域に、8つの生態系に区分・分類し、生物多様性の現状を把握して、課題の整理と基本方針などの検討を行っている。</p>

表3.2.2-32(2) 環境保全に関する施策の概要(北海道)

施策の名称	内 容
北海道景観計画 (平成20年6月策定 令和3年5月一部変更 北海道)	<p>「景観法」第8条の規定に基づく景観計画であり、景観行政団体である市町村の区域を除く北海道の区域を本計画の対象区域とし、法に基づく届出対象行為及び良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を定めている。</p> <p>良好な景観の形成に関する方針として「一体性と連続性のある広域景観づくり」、「戦略的な活用を図るための景観資源の整備」、「協働による多様な景観づくり」、「景観の総合的な質を高めるための景観づくり」の4つを掲げている。</p>
北海道みどりの基本方針(平成31年3月 北海道)	<p>本方針は、都市緑地法の具体的な運用を示した都市緑地法運用指針に基づき定めた「広域緑地計画」である。</p> <p>道内都市圏における緑地の将来像やその実現に向けた方針を示すだけでなく、その他の環境保全・創造に関する事項を定める指針として位置づけている。</p> <p>本方針は、道内都市圏における、緑地の保全や緑化の推進等に係る方向性を示し、都市の「みどり」の質の向上や有効活用を図って、道民の健康で文化的な都市生活を確保することを目的としている。これまでの公園等緑地の「量の確保」に加えて緑地が持つ防災などの多面的な機能を活用する「質の向上」を重視することを目標の一つとして掲げている。</p>

C. 札幌市の環境保全に関する施策

札幌市の環境保全に関する施策としては、「第2次札幌市環境基本計画」、「札幌市気候変動対策行動計画」、「新スリムシティさっぽろ計画 札幌市一般廃棄物処理基本計画」、「生物多様性さっぽろビジョン」、「札幌市景観計画2017」、「札幌市みどりの基本計画」等がある。各施策の概要は、表 3.2.2-33(1)～(2)に示すとおりである。

表3.2.2-33(1) 環境保全に関する施策の概要(札幌市)

施策の名称	内 容
第2次札幌市環境基本計画(平成30年3月 札幌市)	<p>「札幌市環境基本条例」に基づき、環境保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されたものである。また、環境保全・創造を目的とする行政計画だけではなく、その他の環境保全・創造に関する事項を定める上位計画として位置づけている。</p> <p>札幌の目指す環境都市像を、環境保全に向けた市民意識や生活文化が根づいた「環境首都」とし、将来像を実現するための5つの柱として、「健康で安全な環境の中で生活できる都市」、「積雪寒冷地に適した低炭素社会の実現」、「資源を持続可能に活用する循環型社会の実現」、「都市と自然が調和した自然共生社会の実現」、「環境施策の横断的・総合的な取組の推進」を掲げている。</p>
札幌市気候変動対策行動計画(令和3年3月 札幌市)	<p>札幌市では持続可能な低炭素社会の実現に向けた温室効果ガス排出量の削減を推進するための計画として、平成27年(2015年)3月に「札幌市温暖化対策推進計画」を策定し、施策を進めてきた。</p> <p>計画策定以降、国連サミットでの「持続可能な開発目標(SDGs)」の採択(平成27年9月)や、新たな気候変動対策における世界的な枠組みである「パリ協定」の発効(平成28年11月)、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)による「1.5°C特別報告書」の公表(平成30年10月)など、低炭素社会から脱炭素社会への動きが加速していることから、札幌市においても、持続可能な脱炭素社会の実現を目指し、「札幌市気候変動対策行動計画」を策定した。</p> <p>この計画は、「札幌市温暖化対策推進計画」、「札幌市エネルギービジョン」及び「札幌市役所エネルギー削減計画」を統合し、新たに気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」としても位置付けている。</p> <p>2050年目標として、「温室効果ガス排出量を実質ゼロとする(ゼロカーボン)」を設定し、施策として「徹底した省エネルギー対策」、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「移動の脱炭素化」、「資源循環・吸収源対策」、「ライフスタイルの変革・技術革新」を掲げている。</p>
新スリムシティさっぽろ計画 札幌市一般廃棄物処理基本計画(平成30年3月 札幌市)	<p>「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」から脱却し、生活の無駄を省き、資源循環を目指して限りある資源やエネルギーを有効に使う、そして環境への負荷をできる限り少なくする社会を目指し、「ごみ排出量で政令市トップを目指すこと」を基本目標としている。</p> <p>基本方針は環境・協働・安心・効率のそれぞれの側面を考慮することとし、以下の4つを掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.(環境)2Rの取組と資源化推進によって、環境負荷が可能な限り少ない社会を目指す 2.(協働)市民・事業者・行政の連携による、ごみ減量・リサイクルの取組推進を目指す 3.(安心)だれもが安心してごみ出しできる体制を目指す 4.(効率)費用対効果を考慮し、コストの最適化を目指す

表3.2.2-33(2)環境保全に関する施策の概要(札幌市)

施策の名称	内 容
<p>生物多様性さっぽろビジョン(平成25年3月 札幌市)</p>	<p>「生物多様性基本法」第5条・第13条に基づく基本計画であり、基本理念は「北の生き物と人が輝くまちさっぽろ」とし、以下3つの目標を掲げている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 豊かな生物多様性と共生する都市づくり 2. 生物多様性に配慮したライフスタイルの実践 3. 伝統資源の継承及び創造 <p>また、本ビジョンの進行状況を確認・評価するために5つの指標を設定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生物多様性の理解度を2020年までに60% 2. 生物多様性保全活動に参加したり、取り組んでいる市民・事業者の割合を2020年までに市民10%、2015年までに事業者60% 3. 自然と積極的に触れあっている市民の割合を2020年までに35% 4. 市民の地産地消や環境配慮商品の利用促進を2020年度までに地産地消75%、環境配慮商品50% 5. 事業者の原材料調達時の配慮の促進を2020年度までに50%
<p>札幌市景観計画2017(平成29年2月 札幌市)</p>	<p>「景観法」第8条の規定に基づく景観計画であり、札幌市全域を本計画の対象区域とし、法に基づく届出対象行為及び良好な景観形成のための行為の制限に関する事項を定めている。</p> <p>景観計画区域における景観形成の基本理念は、「北の自然・都市・人が輝きを織りなす美しい札幌の景観を創り上げる」である。</p> <p>景観対象区域は8つの地区に区分されており、事業区域周辺は「都心部」に該当し、都心部では、「世界に向けて都心の魅力を発信する優れた景観形成」を目標とし、駅前通、大通、創成川通、北3条通を軸に、個性を生かした、風格のある魅力的な空間の創出に努める等の景観形成の方針が設定されている。</p>
<p>第4次 札幌市みどりの基本計画(令和2年3月 札幌市)</p>	<p>第4次札幌市みどりの基本計画では、今後10年間でみどりの分野の取組を進める上で「重視すべき4つの視点」と、それらを踏まえた「基本理念」のもと、「自然」「都市」「ひと」ごとに、「みどりの将来像」「目標」14の「施策の方向性」を掲げている。</p> <p>重視すべき4つの視点は、以下の4つの視点である。</p> <p>[視点1]：人と自然の共生 [視点2]：都市の魅力の向上 [視点3]：資源の有効活用 [視点4]：地域コミュニティの醸成</p>

(4) その他

A. 事業区域周辺における関連開発計画等

札幌市では、札幌駅周辺地区を「札幌駅交流拠点」として位置づけ、まちづくりの指針となる「札幌駅交流拠点まちづくり計画」(平成30年9月 札幌市)を策定した。

本計画は、「札幌まちづくり戦略ビジョン」を最上位計画、「第2次札幌市都市計画マスタープラン」及び「札幌市立地適正化計画」を都市空間に関わる上位計画とし、都心部における空間形成や機能集積の方向性を示す「第2次都心まちづくり計画」や、都心のまちづくりを支える環境エネルギーの施策を示す「都心エネルギープラン」を踏まえて、特に札幌駅周辺における具体的な整備の方向性などを位置づけるものである。

計画対象区域は図3.2.2-9に示すとおりであり、計画対象区域のうち、(ア)街区単位で地権者等による事業化を推進する街区を「先導プロジェクト街区」、(イ)地権者等による事業化検討の機運が高まっている街区を「事業化検討街区」として位置づけている。また、(ウ)交通施設等については、必要に応じて再開発等と連携を図りながら、官民協働で交通結節点としてふさわしい「基盤整備」を進めるとしている。

(ア) 先導プロジェクト街区(街区単位で地権者等による事業化を推進する街区)

表3.2.2-34(1) 先導プロジェクト街区

整備事業地区	整備内容(想定)	備考
①北5西1・北5西2街区(本事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域交通結節空間(バスターミナル、乗換動線等)の整備 ・新幹線駅施設と連携した新しい顔づくり ・高次都市機能の導入 ・環境・防災への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」を策定 ・関係権利者と検討中
②北8西1地区	<ul style="list-style-type: none"> ・居住・宿泊・業務・商業機能等の複合機能の導入 ・歩道沿い空地等のオープンスペースの創出 ・エネルギーネットワークとの接続 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業 ・平成21年準備組合設立 ・平成26年都市計画決定
③北6東3周辺地区(卸センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所などの業務機能、生活利便機能の整備 ・札幌駅と創成東地区方面をつなぐ歩行者空間の整備 ・エネルギーネットワークとの接続 ・広場空間の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年都市計画決定 ・地区計画 ・令和3年地区計画の変更

出典：「札幌駅交流拠点まちづくり計画」(札幌市)

(イ) 事業化検討街区(地権者等による事業化検討の機運が高まっている街区)

北4西3街区※、北5東1街区

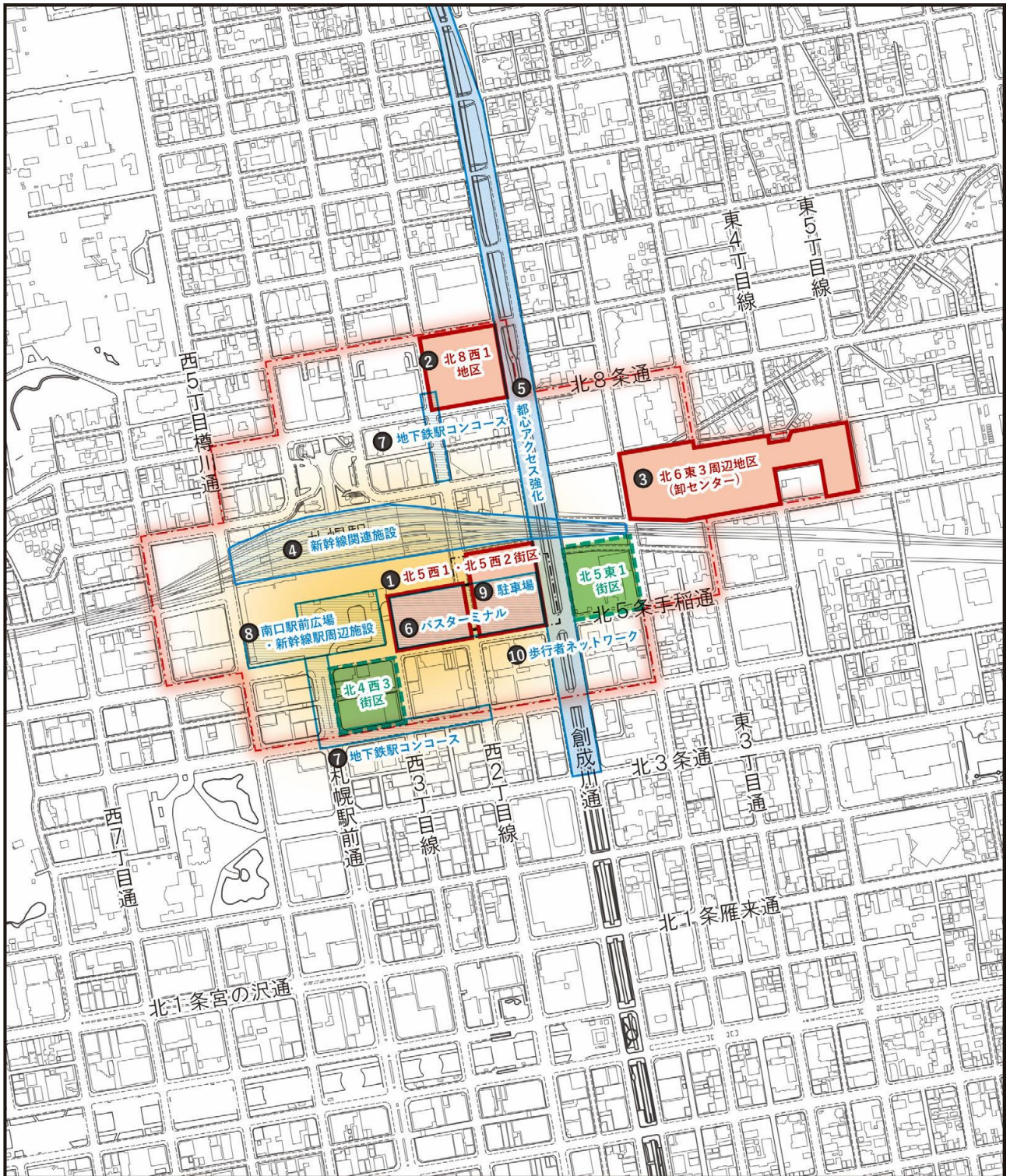
※：令和元年5月に再開発準備組合が設立され、令和2年4月に計画段階環境配慮書、令和2年10月に環境影響評価方法書、令和3年6月に環境影響評価準備書が提出されている。

(ウ) 基盤整備(交通施設等)








表3.2.2-34(2) 基盤整備

整備施設	整備内容(想定)	備考
④新幹線関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・新幹線ホーム整備 ・駅舎の整備(新幹線改札・コンコース等) 	鉄道事業者を中心に整備内容の検討中
⑤都心アクセス強化	<ul style="list-style-type: none"> ・都心と高速道路を結ぶ創成川通の機能強化 	国、道及び市が連携し、機能強化を検討中
⑥バスターミナル (本事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・再開発と一体的なバスターミナルの再整備 ・バス乗降場の集約 ・待合空間等附帯施設の整備 	検討中
⑦地下鉄駅コンコース	<ul style="list-style-type: none"> ・南北線コンコースの空間整備 ・西2丁目地下空間の改善等 	南北線コンコースは平成30年度整備完了 西2丁目線については、再開発と連携し、今後検討
⑧南口駅前広場・新幹線駅周辺交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ・交通施設の再配置と滞留空間の充実等 ・タクシー・一般車乗降場の適切な配置 	今後検討
⑨駐輪場 (本事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な確保 	検討中
⑩歩行者ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・創成川の東西を結ぶ歩行者ネットワークの確保 ・乗り換え利便性や回遊性の向上、バリアフリーに配慮した動線の形成 	今後検討

出典：「札幌駅交流拠点まちづくり計画」(札幌市)



凡例

	: 事業区域(予定)		: 札幌駅交流拠点まちづくり計画の対象区域
	: 施行区域(予定)		: 先導プロジェクト街区
			: 事業化促進エリア
			: 事業化検討街区
			: 交通施設等

注) 下記出典資料をもとに作成
 出典: 「札幌駅交流拠点まちづくり計画」(札幌市)

図3.2.2-9 計画対象区域及び先導プロジェクト街区等

0 100 200 500m
 1 : 10,000

N

